



議案第 三 号

議會議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、別紙のよう
うに改正する。

昭和四十二年二月一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十二年三月五日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第一九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の規定による別表を次のように改める。

区分	鉄道		船	車馬賃	日当	宿泊料		食卓料
	管内	管外	賃			管内	管外	
議長	二等	一等	上級	（一日につき）	（一日につき）			（一日につき）
副議長	運賃	運賃	運賃	七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
議員								

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日より適用する。